

## 記載例

令和〇年〇月〇日

### 責任裁定申請書

公害等調整委員会 御中

〒\*\*\*-\*\*\*\*

〇〇県〇〇市〇〇番地

(電話\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*)

(FAX \*\*-\*\*\*-\*\*\*\*)

申請人 甲野太郎

申請人は、公害紛争処理法第42条の12第1項に基づき、下記のとおり、責任裁定の申請をします。

### 記

#### 1 当事者

〇〇県〇〇市〇〇番地

申請人 甲野太郎

〇〇県〇〇市〇〇番地

被申請人 乙山産業株式会社

上記代表者代表取締役 戊沢四郎

### 【申請書作成に当たっての注意事項】

この記載例は、あくまで一例であり、申請書作成に当たっては、当事者（申請者）が自分の主張上必要と考える具体的な内容を記載して下さい。

- ① 住所、電話・FAX番号、氏名を記載してください。
- ② 申請人が会社（法人）の場合、商業登記簿上の会社の所在地、会社名のほか、代表者の氏名も記載してください。
- ③ 申請人が複数の場合も、省略せずに全員分を記載してください。（当事者目録を作成して添付しても構いません。）

※ 当委員会からの繰り返しの連絡に対して、応答がなかった場合、手続を終了させることもあり得ますので、御注意ください。

- ① 申請人（あなた）と被申請人（相手方）の住所、氏名を記載してください。
  - ② 申請人又は被申請人が会社（法人）の場合、商業登記簿上の会社の所在地、会社名のほか、代表者の氏名も記載してください。
  - ③ 当事者が複数の場合も、省略せずに全員分を記載してください。（当事者目録を作成して添付しても構いません。その場合は、「別紙当事者目録記載のとおり」と記載してください。）
- **当事者が法人の場合、商業登記の全部事項証明書（最寄りの法務局で取得することができます。）を添付してください。**

## 2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

### (1) 事業活動の行われた場所

〇〇県〇〇市〇〇番地に所在する被申請人〇〇工場

### (2) 被害の生じた場所

〇〇県〇〇市〇〇番地に所在する申請人宅

- ① 公害の発生原因となる事業活動が行われた場所の所在地と名称を記載してください。
- ② 被害が発生した場所の所在地と名称を記載してください。
- ①②のいずれについても不動産（土地・建物）の全部事項証明書（最寄りの法務局で取得することができます。）を添付してください。**

## 3 裁定を求める事項

被申請人は、申請人に対し、320万円を支払え、との裁定を求める。

- ① 被申請人に請求する金額の総額を記載してください。  
（総額は、理由中に記載する損害額の総額と一致するようにしてください。）
- ② 複数の被申請人に、連帯して請求金額を支払うよう求める場合は、次のように記載してください。  
「被申請人らは、申請人に対し、連帯して320万円を支払え、との裁定を求める。」

## 4 理由（被害の態様及び規模並びに紛争の実情等）

### (1) 当事者

#### ア 申請人

申請人は、平成〇年〇月から現住所地に居住している。

#### イ 被申請人

被申請人は、〇〇を営む株式会社で、平成〇年〇月〇日、申請人宅の西側に〇〇を製造する工場を建設し、以来現在に至るまで操業している（甲1）。

- ① 申請人の住所地での居住歴、生活状況を簡潔に記載してください。
- ② 被申請人の居住歴、事業歴、事業活動の内容等を簡潔に記載してください。
- 申請人宅と公害発生源の位置関係がわかる地図等を証拠として提出してください。**

(2) 加害行為の態様

ア 被申請人は、本件工場操業開始以来、工場内で〇〇用の機械を稼働させて振動を発生させている。

工場の操業時間は、おおむね平日の午前8時30分から午後5時までであり、上記機械の稼働時間は、このうち約5時間である。

イ 申請人は、市役所に相談して、平成〇年〇月〇日、本件工場敷地境界で振動測定をしてもらった。

その結果、〇〇用の機械が稼働している時間帯は、市の規制基準を超える〇〇デシベルを記録した（甲2）。

ウ 申請人は、平成〇年〇月〇日、被申請人に対し、振動の苦情を申し立てたが、被申請人は何の対策も講じない。

- ① 加害行為の態様をできるだけ具体的（設備の名称、稼働期間、稼働時間帯等）に記載してください。
- ② 市町村の窓口で苦情や相談をしたことがある場合は、その時期や相談内容、自治体の対応等を記載してください。
- ③ 騒音や振動を測定したことがある場合は、測定結果だけでなく、測定者、測定器、測定時期、測定場所等の状況を記載してください。
- 市町村や測定業者による測定報告書がある場合は、それを証拠として提出してください。ご自分で測定した場合も、報告書を作成して証拠として提出してください。**
- ④ 被申請人と直接交渉したことがある場合、交渉の時期、内容、被申請人の対応等を時系列に従って記載してください。また、交渉の結果、被申請人が一定の対策を講じた場合には、その内容及び効果についても具体的に記載してください。
- 対策に関する資料（設備の仕様書や見積等）がある場合は、証拠として提出してください。**

(3) 被害の内容及び程度

ア 本件機械の稼働に伴う振動により、申請人宅の基礎部分や壁に亀裂が入った（甲3、4）。

- ① 建物被害の場合、被害発生箇所と発生時期、被害の内容をできるだけ特定して記載してください。
- 建物の建築図面（建築確認申請時の資料）、見取図、被害部位の写真等を証拠として提出してください。**

イ また、申請人は、毎日長時間にわたり本件機械の激しい振動にさらされ、〇〇症に罹患して現在も通院している(甲5)。

さらに、昼間に絶えず振動を受けているために、本件工場終業後も振動感が残り、夜は眠れない状態が続いている。

(4) 損害額 合計320万円

ア 建物補修費用 280万円 (甲6)

- ・ 基礎補修工事 200万円
- ・ 外壁補修工事 80万円

イ 治療費・薬代・通院交通費 10万円

- ・ 治療費 8万円 (甲7の1～20)

申請人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、〇〇病院に20回にわたり通院している。

- ・ 薬代 1万円 (甲8の1～15)

申請人は、〇〇症の治療のため処方を受け、△△薬局において薬を購入した。

- ・ 通院交通費 1万円

申請人宅から〇〇病院までは、電車で片道250円である(250円×2×20日=1万円)。

ウ 慰謝料 30万円

申請人の受けた精神的苦痛を慰謝するには30万円が相当である。

- ① 健康被害の場合、医療機関での入通院があれば、受診歴、診断名を具体的に記載してください。
- **診断書(カルテのコピーがあればそれも)を証拠として提出してください。**
- ② 具体的な健康被害までは発生しておらず、精神的苦痛のみを訴える場合は、その苦痛がどのようなものか具体的に記載してください。

- ① 損害額は、損害項目ごとに記載し、総額も記載してください。
- ② 各損害項目については、その内訳も記載してください。
- **個別の損害ごとに請求書や領収書を証拠として提出してください(慰謝料については不要です。)**

【添付資料】

1. 全部事項証明書（被申請人）
2. 全部事項証明書（被申請人工場）
3. 全部事項証明書（申請人宅）
4. 証拠説明書 ※別紙様式参照

【証拠】

- 甲 1 住宅地図
- 甲 2 振動測定報告書
- 甲 3 申請人宅建築図面
- 甲 4 写真撮影報告書
- 甲 5 診断書
- 甲 6 補修費用見積書
- 甲 7 の 1 ～ 20 領収書（〇〇病院）
- 甲 8 の 1 ～ 15 領収書（△△薬局）

※請求額に応じた手数料分の収入印紙を同封してください。

責任裁定を求める事項の価額	申請手数料
100万円まで	1,400円
100万円を超え、1,000万円までの部分	その価額1万円までごとに13円
1,000万円を超え、1億円までの部分	その価額1万円までごとに10円
1億円を超える部分	その価額1万円までごとに7円

① 商業登記・不動産（土地・建物）登記の全部事項証明書（最寄りの法務局で取得することができます。）を添付してください。

① あなたの主張を裏付ける証拠の名称を書き、証拠のコピーに「甲1」「甲2」・・・と番号を付けて（申請人提出証拠は「甲号証」、被申請人提出証拠は「乙号証」と呼びます。）、申請書と一緒に提出してください。  
なお、証拠は申請時に添付したもので足りるとは限らないので、申請受付後も必要に応じて準備していただくことになります。

裁定を申請する方が貧困により手数料を納付する資力がない場合、手数料の軽減・免除・納付の猶予を申請できます。該当すると思われる方（申請人が生活保護世帯に属する者である場合、申請人及び生計を一にする者がいずれも所得税非課税である場合など）は、お問い合わせください。

※提出部数

申請書・証拠書類（申請書とともに提出していただく必要があります）とともに、被申請人に送付するものも含め、（1 + 被申請人の数）部が必要です。例えば、被申請人が2名の場合は計3部必要となります。